

税の申告が始まります

受付期間
2月14日(金)
から
3月16日(月)
まで

令和2年度市・県民税の申告、令和元年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。期間終了が近づくと大変混雑します。各地区の指定された期日に申告しましょう。

- 問い合わせ ◆ 市・県民税について
市民部 税務課 ☎81-2119
- ◆ 所得税・消費税・贈与税について
郡山税務署(自動音声案内) ☎024-932-2041

あなたもCHECK!

確定申告(所得税)が必要な方

- 営業や農業などの事業所得がある。
- 不動産所得(地代・家賃収入)がある。
- 土地や建物を売った譲渡所得がある。
- 給与所得と退職所得以外の所得が20万円を超える。
- 給与を2カ所以上から受けていて、主たる給与以外の収入が20万円を超える。
- 給与収入が2千万円を超える。
- 公的年金収入が400万円を超える、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える。

市・県民税の申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、市内に住所がある方は、令和元年中の所得を申告する必要があります。申告しない場合、基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの軽減を受けられません。
- ただし、次のいずれかに該当する方は、申告する必要はありません。
- 確定申告をした。
 - 給与所得のみで、年末調整がされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている。
 - 公的年金収入のみで、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている。(ただし、年金収入金額や所得控除額によっては必要になる場合もあります。)
 - 市内に住所がある方の控除対象配偶者または同一生計配偶者・扶養親族となっている。

申告に必要なもの

- 所得計算に必要なもの
収入額や経費が分かる書類や給与・年金収入額が分かる源泉徴収票など
- 控除計算に必要なもの
医療費の領収書や社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書など
- マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票
- 本人確認書類
写真付きの場合
運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
写真付きではない場合
健康保険証、介護保険証、年金手帳、病院の診察券などのうち2点
- 印鑑
預貯金通帳など申告者本人名義の口座番号などが分かるもの

介護保険要介護認定を受けている方へ

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳がなくても障害者控除を受けることができます。下記に該当する方は、市が発行する「介護保険被保険者証」を各申告会場にお持ちください。直接税務署に申告する方、税理士などを通じて申告する方は「障害者控除対象者認定書」が必要です。高齢福祉課・各行政局市民課・各出張所に発行申請してください。

要介護度	障害者の認定区分	備考
要介護5	特別障害者	
要介護4	特別障害者	日常生活自立判定基準により、障害者の区分を判定
要介護3	特別障害者 または 普通障害者	
要介護2	普通障害者	
要介護1	普通障害者	

● 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局市民課

イータックス e-TAXで申告書を提出しています

市では税務署への確定申告書の提出を「国税電子申告・納税システム(以下e-TAXといいます。)」を利用しています。e-TAXで申告書を提出すると、紙での提出と比べて、還付金を1カ月ほど早く受領できたり、添付書類の一部を省略できるなどのメリットがあります。

e-TAXを利用して申告書を提出するには、申告する方の「利用者識別番号」が必要です。番号取得にご協力をお願いします。

※利用者識別番号の登録作業は申告相談会場です。職員がお手伝いします。昨年までに利用者識別番号の取得が済んでいる方は、再度取得する必要はありません。取得の際に配布した「利用者識別番号の取得に係る設定票」をお持ちください。



【申告相談日程】 受付時間：午前9時～午後4時

月日	滝根		大越			
	会場	地区	会場	地区		
2月	滝根行政局1階特設会場	14 金	神俣町、関場、梵天川、中広土	大越行政局1階特設会場	14 金	早稲川、牧野、栗出
		17 月	〃		〃	
		18 火	和貢、大平、入新田1・2		〃	
		19 水	〃		下大越	
		20 木	石神、原屋敷、菅谷駅前		〃	
		21 金	〃		〃	
		25 火	〃		〃	
		26 水	入水、畑中、江川、糠塚		上大越	
3月	滝根行政局1階特設会場	27 木	〃	大越行政局1階特設会場	27 木	〃
		28 金	〃		〃	
		2 月	上郷、中郷		〃	
		3 火	〃		〃	
		4 水	作組、広瀬町、下組		〃	
		5 木	〃		〃	
		6 金	〃		〃	
		9 月	滝根全地区		大越全地区	
10 火	〃	〃				
11 水	〃	〃				
12 木	〃	〃				
13 金	〃	〃				
16 月	〃	〃				

※滝根・大越の申告会場は、行政局1階の特設会場です。ご注意ください。

会場	都路		常葉		船引(南)		船引(北)		月日
	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区	
都路行政局2階大会議室	常葉行政局2階会議室	七郷出張所	市役所1階多目的ホール	大久保地区	西向・山根地区	要田出張所	美山出張所	鹿又1	14 金
				〃	〃	荒和田	〃	鹿又2、長外路	17 月
				〃	〃	笹山	〃	鹿又3	18 火
				岩井沢地区	〃	芦沢西	瀬川出張所	新館	19 水
				〃	〃	芦沢中、芦沢東	〃	門鹿、大倉	20 木
				〃	関本・堀田地区	芦沢南、芦沢北	〃	石沢	21 金
				〃	〃	井堀、永谷	うつし交流館	中山	25 火
				〃	〃	上郷、遠山沢	〃	横道	26 水
				〃	〃	下郷、大堀	〃	上移	27 木
				古道地区	〃	上区、本郷	〃	北移	28 金
				〃	常葉地区	栲山、門沢	〃	南移	2 月
				〃	〃	春山(1区、2区)		3 火	
				〃	〃	文珠、石森		4 水	
				〃	〃	下里		5 木	
				〃	〃	今泉		6 金	
				都路全地区	常葉全地区	小沢、板橋		9 月	
〃	〃	北区		10 火					
〃	〃	大町、中町		11 水					
〃	〃	上町		12 木					
〃	〃	栄町		13 金					
〃	〃	船引全地区		16 月					